

《調査と資料》

十組問屋史料

(3)

林 玲 子

万 記 録 (続)

本稿は第2巻第1号、第2号の拙稿の続編である。

口上書を以申上候

一諸色問屋共申上候。此度新規仕出し物商売仕間敷旨被為仰付、今日町年寄様より組合六十一人と御定被成、御帳面一冊御渡し被下奉承知候。右帳面之内、私共仲間廿三人之儀ハ、古来より根元問屋商売仕来り候而、御代々書上ケ等も差上置申候。尤先達而仕出し物仕間敷之旨吟味之筋、御尋被為成候ニ付、則吟味之仕方相認連判仕、丑七月十一日、町御年寄様へ差上ケ申候。然ル所、所々方々之中買同前之商売人一組被成下、吟味仕候様ニ被仰付候へ共、乍恐明白ニ吟味仕かたく奉存候。就之私共御願申上候ハ、右被仰付候組合六十一人之内、私共仲間廿三人壹組、残三拾八人一組と、二組ニ被仰付被下度奉願候。乍恐此度之御詮義、大切至極奉存候ニ付、右之通御願申上候。御聞届被成下、我々共仲間之儀ハ一組ニ被仰付被下度奉願上候、以上。

享保六年丑九月廿五日 通町組
内店組

右之通相認、年番名主へ遣申候。

一享保六丑年九月廿一日、諸商売人ならや殿へ被召寄、諸商売人新規替リ物仕間敷旨被仰付、夫ニ付諸商売人端々小売世利等迄不残被召寄、一色宛之組合被仰付候。当仲間之儀ハ、東照権現様御入国より御代々諸色問屋相勤来候ニ付、是迄之通之組合ニ而被為差置被下候様御願申候所、御聞届被遊、三拾軒仲間組合書上ケ、町年寄ならや殿へ一色帳面式冊つゝ相認相納申候。尤組合左之通、右品書組合帳之口ニ、三人ハ何れニ而も其帳面元之筈ニいたし、町年寄衆迄其断を立置、若御改之砌ハ右帳元へ御尋有之筈也。其砌三拾軒行司方へ申遣し合在之候。此度之当行司ハ東組ニ候間、伊セや庄兵衛方ニ而モ参会有之、不残帳面相認、十月三日相納申候。

一絹紬之儀ハ三十軒組之内ニ而組合ニ願候へ共、右之

前号でも述べたように、幕府は享保改革の一環としての儉約令を効果あるものとするため、新規仕出し物禁止を厳しく命じ、その具体策として、これに関係すると思われる商人・職人の仲間を設定することを考えた。そのため、江戸中の各種の商人・職人が連日町年寄のもとに出頭を命ぜられ、すでに結ばれている仲間組織を顧慮することなしに、商品別に問屋・仲買・小売の区別なく1組とされた。すでに仲間を結成している問屋たちは、この幕府の方針に不満をもち、通町組・内店組ニ三拾軒組は、小間物関係の商人61人を1組とすることに反対し、中買同然の者と1組になると、新規仕出し物の吟味をするにもさしつかえるからとして、旧来の仲間て1つの組を作ることを望んでいる。この願いは聞きとどけられたらしく、次にみられるように、小間物関係は仲間の者のみで1組となることができた。しかし、太物や絹紬などは、仲間外の商人を入れることを命ぜられており、また、筆・硯石のようにそれを扱う者は他の仲間へ加入を命ぜられるなど、商品別の仲間ということが原則としては貫ぬかれた。

享保6(1721)年10月初旬、三拾軒組は左にみられるように7冊の仲間帳面を町年寄に提出した。小間物関係では、小間物・きせる・水引・扇・鏡の5種類の帳面を作ったが、これはいずれも三拾軒組のメンバーのみが記載された。なお、5冊とも、23人と最初に書いてあるが、実際には26人の名がのっている。記載順序が変わっているだけで、内容は同じであるため、帳面元の3人のみあげ、他は略した。これらの帳面を整理するとともに、既出の元禄16(1703)、宝永4(1707)、および後出の享保9(1724)、享保10(1725)年の仲間帳面をあわせて、約20年間の仲間の動向をみてみよう。次頁の表で、○印は帳面に記載されていた場合、△印は仲間人数には加えられていないが、「判なし」としてつけ加えられていた場合を示す。

内人数無数候由ニ而、此内ハ外之衆加入被仰付候。
 一筆硯石之儀ハ、此品ハ御尋之名目ニ候故、前方通十
 一軒仲間ヲ申合、組合之内御加入被仰付候。

書上組合次第

一小間物問屋廿三人

沓番組

本町四町目家持	孫左衛門
同町仁兵衛店	喜左衛門
室町三丁目作右衛門店	太郎右衛門
本町四町目家持	仁兵衛
同町仁兵衛店	惣三郎
同町庄兵衛店	彦左衛門
本石町式町目久兵衛店	半四郎
同三町目重兵衛店	五郎兵衛
同四町目三右衛門店	三郎兵衛
同町家持	庄兵衛
本町三丁目家持	藤右衛門
通油町平左衛門店	勘兵衛
同町久兵衛店	利右衛門
同町喜兵衛店	清兵衛
小伝馬下町家持	八兵衛
室町式丁目十郎兵衛店	喜右衛門
通老丁目五兵衛店	彦太郎
同式町目徳兵衛店	九兵衛
通式町目茂左衛門店	与七郎
同三町目利兵衛店	十兵衛
同四町目喜兵衛店	庄左衛門
神田鍛冶町式町目金兵衛店	吉兵衛
本石町四丁目九兵衛店	四郎右衛門
本町四丁目左右衛門店	忠兵衛
同町新右衛門店	久兵衛
鉄炮町四郎兵衛店	源右衛門

一太物問屋三拾人

四番組

本石町四丁目三右衛門店	三郎兵衛
通老丁目五兵衛店	彦太郎
本町四丁目八兵衛店	彦左衛門
通油町宇兵衛店	利右衛門
同町平左衛門店	勘兵衛
大伝馬町式丁目八兵衛店	庄五郎
同町孫四郎店	治右衛門
通油町久兵衛店	清兵衛
小伝馬町下町家持	八兵衛
通新石町甚右衛門店	三四郎

店名	元禄 16	宝永 4	享保 6			享保 9	享保 10
			小間物類	太物	絹紬		
河内屋久次郎	○	○					
錠屋四郎兵衛	○	○					△
壺屋庄左衛門	○	○	○	○		○	○
河内屋十兵衛	○	○	○				△
木屋庄兵衛	○	○					
木屋九兵衛	○	○	○				○
大和屋与七郎	○	○	○	○	○	○	○
鍵屋三郎兵衛	○	○					△
白木屋彦太郎	○	○	○	○	○	○	○
森田弥兵衛	○	○					△
井筒屋喜右衛門	○	○	○	○		○	○
小山屋長右衛門	○	○					
岸部屋藤右衛門	○	○	○	○	○	○	○
紅屋五郎兵衛	○	○	○				○
喜兵衛	○						
大黒屋三郎兵衛	○	○	○	○	○	○	○
中屋勘兵衛	○	○	○	○	○	○	○
大坂屋仁兵衛	○	○					
甚右衛門	○						
鍵屋弥兵衛	○	○					
伊勢屋庄兵衛		○	○	○	○	○	○
鍵屋甚左衛門		○					
小林屋久三郎	○	○					
土屋太郎右衛門	○	○	○	○	○	○	○
松屋八郎右衛門	○	○					
帶屋仁兵衛	○	○	○	○	○	○	○
柏屋孫左衛門	○	○	○	○	○	○	○
川崎屋喜左衛門	○	○	○	○	○	○	○
越前屋八兵衛	○	○					
大黒屋彦左衛門	○	○	○	○	○	○	○
橘屋四郎兵衛	○	○					
伊勢屋勘三郎		○					
美濃屋惣三郎			○	○	○	○	○
壺屋忠兵衛			○	○	○	○	○
山本屋久兵衛			○	○	○	○	○
万屋半四郎			○				○
鎰屋清兵衛			○	○	○	○	○
炭屋八兵衛			○	○	○	○	○
鍵屋利右衛門			○		○	○	○
河内屋吉兵衛			○				○
結城屋源右衛門			○	○	○	○	○
大和屋四郎右衛門			○	○	○	○	○

鉄炮町四郎兵衛店	源右衛門
室町貳丁目重兵衛店	喜右衛門
本町四丁目家持	孫左衛門
同町家持	仁兵衛
室町三丁目作右衛門店	太郎右衛門
本町四丁目仁兵衛店	惣三郎
同町仁兵衛店	喜左衛門
本町三丁目家持	藤右衛門
本石町四丁目家持	庄兵衛
同貳丁目九兵衛店	四郎右衛門
駿河町喜兵衛店	勝之助
本町老町目伝三郎店	太兵衛
同三丁目平右衛門店	六右衛門
同四丁目左右衛門店	忠兵衛
同老町目長右衛門店	惣兵衛
通貳町目茂左衛門店	与七郎
同四丁目喜兵衛店	庄左衛門
竹川町家持	平次郎
南伝馬町貳丁目久右衛門店	庄左衛門
本町四丁目新右衛門店	久兵衛
一きせる問屋廿三人	
本石町四丁目家持	庄兵衛
同町三右衛門店	三郎兵衛
通油町平左衛門店	勘兵衛

(以下略)

一水引問屋廿三人	
本石町貳丁目久兵衛店	半四郎
同四丁目三右衛門店	三郎兵衛
本町三丁目家持	藤右衛門

(以下略)

一鏡問屋廿三人	
通老町目五兵衛店	彦太郎
同貳町目茂左衛門店	与七郎
同町徳兵衛店	九兵衛

(以下略)

一扇問屋廿三人	
通老町目五兵衛店	彦太郎
同貳町目茂左衛門店	与七郎
同町徳兵衛店	九兵衛

(以下略)

一絹紬問屋廿九人	
本石町四丁目三右衛門店	三郎兵衛
本町四丁目仁兵衛店	惣三郎
通油町家持	勘左衛門

所在地	店名	享保6		享保9
		太物	絹紬	
通油町	利右衛門	○	○	○
大伝馬町2丁目	治右衛門	○	○	○
通新石町	三四郎	○	○	○
駿河町	庄之助	○	○	○
大伝馬町2丁目	庄五郎	○		○
本町1丁目	太兵衛	○		○
本町3丁目	六右衛門	○		○
本町1丁目	惣兵衛	○		○
竹川町	平次郎	○		○
南伝馬町2丁目	庄左衛門	○	○	
通油町	勘左衛門		○	○
通旅籠町	喜右衛門		○	○
尾張町新地	吉右衛門		○	
南鍋町1丁目	喜右衛門		○	
本町4丁目	喜兵衛		○	
田所町	太右衛門		○	
本郷6丁目	五兵衛		○	
元船町1丁目	喜兵衛			○
尾張町2丁目	庄左衛門			○
通旅籠町	庄五郎			○
富沢町	清兵衛			○

享保6(1721)年の太物・絹紬問屋の帳面には、三拾軒組に加入していない者も記載されているので、三拾軒組加入者のみで1組となった小間物類を扱っている者を、前頁の表のようにまとめてみると、残った者は上表のようになる。後出の享保10年10月の、一番組諸色問屋の書上げによると、享保6年のさいには「類商売手寄之者共十七人加入被仰付」とあり、上表でみられるように太物・絹紬の両者、あるいはそのいずれかの問屋帳面のみに記載されている者が17人であるのと一致している。しかもこれらの者は、いずれも享保10年の、三拾軒組だけの仲間帳面にはのせられていない。ゆえに、三拾軒組だけについてみるなら、前頁の表を検討すればよいことになる。

まず総体的な動きをみると、元禄16(1703)年29人、宝永4(1707)年30人、享保6年26人、同9年21人、同10年25人であり、享保9年の場合、上表の最後の4人を加えれば26人となることから、仲間人数はその名前にふさわしく、ほぼ25~30人に一定していたといえよう。しかし、元禄から享保10年まで引続いて加入し

同町宇兵衛店	利右衛門
同町平左衛門店	勘兵衛
同町久兵衛店	利右衛門
通油町喜兵衛店	清兵衛
小伝馬下町家持	八兵衛
通老丁目五兵衛店	彦太郎
同式丁目茂左衛門店	与七郎
南伝馬町式丁目久右衛門店	庄左衛門
南鍋町老丁目市左衛門店	喜右衛門
尾張町新地六郎兵衛店	吉右衛門
本町三丁目家持	藤右衛門
通旅籠町藤兵衛店	喜右衛門
本町四丁目藤兵衛店	喜兵衛
田所町仁兵衛店	太右衛門
本町四丁目家持	孫左衛門
同町仁兵衛店	喜左衛門
同町庄兵衛店	彦左衛門
同町家持	仁兵衛
室町三丁目作右衛門店	太郎右衛門
本石町式丁目九郎兵衛店	四郎右衛門
本町四丁目左右衛門店	忠兵衛
鉄炮町四郎兵衛店	源右衛門
駿河町喜兵衛店	庄之助
大伝馬町式丁目孫四郎店	治右衛門
本石町四丁目家持	庄兵衛
通新石町甚右衛門店	三四郎
本町四丁目新右衛門店	久兵衛
本郷六丁目家持	五兵衛

右之通精帳式冊ツ、相認連判いたし、町年寄ならや市右衛門殿へ差上ケ申候。右之外ニ巻組合ニ巻冊ツ、都合七冊、仲間控相認印形取置申候。

一右七品之精帳印形は、伊勢屋庄兵衛方へ御参会之上ニ相認、六品は十月三日ニ納メ、絹袖巻品ハ精帳延引故、十月四日ニ納申候。此度之帳面は御相談之上、大黒屋三郎兵衛方ニ相認申候、以上。

享保六辛丑 大黒屋三郎兵衛

十月十五日 伊勢屋庄兵衛

当行司

炭屋八兵衛

ている者は14人、判なしとあるのを含めても18人であり、かなり交代が激しい。このうち、文化期の間屋株帳に名がみられる者は、木屋九兵衛・白木屋彦太郎・岸部屋藤右衛門・大黒屋三郎兵衛・中屋勘兵衛・柏屋孫左衛門の6人であり、享保期から名がみられる者のなかでは美濃屋惣三郎・炭屋八兵衛が残っている。なお、享保6年の問屋帳面によると、小間物類を扱う26人中、太物問屋仲間に入っているのは20人、絹袖問屋仲間に入っているのは19人で、大部分が7種の間屋仲間に加している。

ここでのちの間屋仲間にはみられない絹袖問屋についてもう少しわしくみてみよう。大伝馬町1丁目には、元禄期以前には木綿問屋ばかりではなく、絹・麻などを扱う絹問屋がかなり存在していたが、貞享～元禄期に木綿問屋に転業する者が多かった（北島正元編著『江戸商業と伊勢店』第2章第5節参照）。この絹問屋や、享保期までの絹袖問屋が扱う絹・紬は、いわゆる絹織物全般をさすのではない。ここで絹とよぶものは、平織のもっとも単純なもので、木綿・麻とさして違わないものであった。幕府も、「町人召仕絹布着し申事、此以前より被仰付候、慥承申候間、絹袖計着し可申候」（正保5年2月、『御触書寛保集成』920）、「町人衣類之儀、御定之外一切着し申間敷候、尤縫之紋所 附り上帯下帯半えり袖へり頭巾三尺手拭鼻紙袋巾着等迄、絹袖木綿麻布之外、一切無用可仕候」（天和3年2月、『御触書寛保集成』924）と、絹・紬を町人の衣類として用いることを認めている。当時、これらの絹・紬は、上方からではなく、武州・上州・甲州等から江戸に流入していた。このことは、加藤安雄氏の「都市商人の地方進出について」（地方史研究25号）によってもみられるところであり、また、柏屋の正徳・享保期の「諸国買高」によれば、絹・紬は上州・福島・郡内・青梅・八王子等から仕入れられている。この東国産の下級絹織物である絹・紬のみを扱っていた問屋は、上方からの下り荷を扱うことを営業の中心とする問屋が強力となり、東国産の絹織物を直接生産地から仕入れ、京都に運んで練張染の仕上加工を大量に行なうようになる享保期以降には、問屋として存続することは不可能となったと思われる。

上記のように仲間をそれぞれ結んだ商人・職人達にたいし、翌11月にはさらに左の触が示された（『御触書寛保集成』2096、『正宝事録』1815に同じ）。この触は「京都大坂……」とあることからみて、諸国に出

御配符之覚

一此度被仰出候呉服物諸道具書物類ハ不及申、諸商売物菓子類ニ相認も新規之事御停止之儀、先達ニ申渡候通ニ候。就夫諸色同商売之者共、仲間を究メ月行事

を相定、新規之品若拵出候ハ、互ニ吟味いたし、新規之品も有之者相止させ可申候。万一子細も候ハ、可訴出候。

但シ書物之儀ハ追而可申聞候。

一京都大坂其外所々より心得違新規之物々差越候ハ、元々へ相返し、無抛子細も候ハ、是又可訴出候。右之通仲間を宛月行事を定、互ニ致吟味候上、自然新規之物も有之隠売仕、後日相知候ハ、其商売一組之仲間之者不吟味之筋を以、急度過意可申付候。月行事之もの別而入念相糺し、違犯無之様ニ可仕候。

丑ノ十一月十一日

一諸商人諸職人組合相極月行司相立、新規之品巧出不申候様ニ被仰付候間、先達而申渡組合帳面銘々差出シ候ニ付、其月々之月行事右前月書上ケ可差出候。一火事以後、直段二割三割之外高利取申間敷儀ニ付、竹丸太葎簀管筵菰商売人組合仲間相定メ、月行事相立吟味可仕旨被仰付候ニ付、毎月相場書五日十五日廿五日右三度ツ、差出可申候。尤月々之月行事之名前同可差出事。

一先達而組合之者共之外、新規ニ商売ニ取付候者有之候ハ、其段相届、帳面ニ付可申候。帳面付不申、組合へ入不申候者有之候ハ、可為越度候。

一同商売ニ而仲間へ入不申候者有之候ハ、仲間之者共方より相改可申来候事。

但シ仲間へ入不申候同職之もの、仲間之者相改候節、自了簡を以商売相構候事など不仕、左様之者有之候ハ、其者之名并住所承届可申来候。

一先達而組合候商人職人ニ而人数限り候事にてハ無之間、新規商売ニ取付候者有之候ハ、相届ケ候上勝手次第商売可致候。尤同職より妨申間舗候事。

附リ 商売致かへ候事も同前之事。

一先達而組合入候商売人職人、家職相止候歟、家職致かへ候歟、又ハ所かへ致候ハ、相届帳面直シ可申事。右之趣共有之候ハ、早速ならや役所へ可訴出候。

丑十一月廿四日

一享保八年癸卯三月八日、ならや役所へ被召寄被仰渡候趣ハ、去ル寅極月迄之滞金、一組に十人分借シ高書付差上ケ候様ニ被仰渡候間、一組々々より十人分滞金書付十組一揃ニいたし相納申候所、右滞金之様子御尋ニ付返答書差上申候。委ハ十組公用帳記有之候。

されたものではなく、江戸市中に限って触れたものと思われる。

この触によれば、同商売の者は仲間を通じて新規の品を扱うことを互いに取締るわけであるが、具体的にそれがどのように実行に移されたかはよくわからない。ただ、新規の品といっても莫然としている上、諸国から送ってくる者があった場合には送り返すといったことは、実行しえたとはいえない。商人側の記録にもそのような事例は今のところ見出せない。しかも仲間自体も上から便宜的に組合わされたものが多いとあっては、実効ある取締りは不可能であったといえよう。

前記の触に続いて出された左の触（『御触書寛保集成』2097、『正宝事録』1816に同じ）により、この期の幕府の仲間に対する方針を窺うことができる。すなわち、第3項目により、新しく商売を始める者があった場合には、届を出し仲間帳面に記載することを命じながら、第4項目では、もし仲間に参加しない者があっても、仲間の者が自分の考えで妨害するようなことはせず、町年寄に申出るよう命じている。さらに第5項目にみられるように、先だてて組合を作った時のメンバーに人数を限ったのではないとし、新たに商売を始めた者は、届を出すだけで勝手に商売を行なってよく、これに対して同職の者が妨害することを禁じているのである。これはおそらく、従来の仲間組織が、加入金や加入の披露のための馳走の費用を出させたりし、これをこぼんで加入しない同職の者の妨害をしたり、あるいは三拾軒組のように人数を限るようなことがあったので、あらかじめ警告を発したのであろう。

前にみたように、問屋・仲買・小売まで含めて早急に仲間を結ばせた状態では、のちの株仲間のように人数を限ることはほとんど不可能であり、幕府としても新規の品取締りということが目的である以上、むしろ関係商人・職人をもれなく仲間に入入れることに力をそそぎ、仲間の独占的な動きはむしろ抑制する方針をとったのである。

享保4（1719）年の「相对済し令」により、仕入問屋のように売掛けを行なうことが多い商人は、滞金山積に苦しむことが多かつたらしく、「月堂見聞集」や「大伝馬町組太物問屋記録」には十組や太物問屋の訴えがみられる。左の滞金調査は、これらの訴えに対する幕府側の動きを示すものと思われる。

覚

一線わた 一木綿 一さらし 一打わた
 一絹紬類 一布類 一真綿 一紙
 一ちやたはこ 一とうしん 一蠟燭表 一味噌醬油
 一米塩酒 一水油魚油 一薪炭錢

右廿三品問屋仲買銘々書出し可申候。本問屋にて無之候へ共、在々より荷物引請問屋並之致商売候者へ其訳書付、来ル廿日迄ならや役所迄可差出候。此旨町中不殘触可申候。

享保九年甲辰二月十七日

覚

一絹紬 直請問屋並
 一さらし 上方并上州辺より引受小売
 一絹紬 直請小売
 一ほうれい 手前打小売
 一木めん 直請小売・問屋並

右商売人共組合申付義有之候間、明十二日四ツ時にならや役所へ參候様可被申渡候。尤右之内、先達而申付置候組合帳面ならや役所へ相納置候もの参ニ不及候。此旨町中不殘可被触候、以上。

辰五月十日

一年番名主中ならや市右衛門殿へ被招呼被仰渡候へ、当二月御触被成候諸色商売直段之義、其以後高直成候か又ハ下直ニ罷成候歟、但し居り直段ニ而有之候歟、右之品時々可訴出所ニ、商売人心得違候哉、未訴出候。向後ハ高直成候か下直成候歟、居り直段ニ候歟、其節右之訳可訴出旨被申渡候事。

辰六月十九日

乍恐口上書を以御訴申上候

一巻番組諸色問屋共廿三人組申上候。三月朔日より諸色下直に売出し申候様被仰付奉畏候。諸色下直ニ売出し申候所、去ル卯八月頃ハ銀五拾七匁余仕候所、日々銀高直罷成、此間ハ五十匁位仕候。上方諸色、銀子を以相調候物ニ御座候へハ、諸代口物高直ニ罷成候。是迄段々と銀子高直成候へハ、相場遣斗ニ而も諸代口物一割も高直ニ相成可申様奉存候間、乍恐御訴申上候。

辰八月廿五日

諸色問屋行事

乍恐書付を以御訴申上候

一くりわた問屋拾六人組之者共申上候。当年上方綿不

享保9(1724)年に入ると、商業政策の面で享保6年までとは違った動きを幕府は示しはじめた。『御触書寛保集成』2101、『正宝事録』1938によると、米穀は先年よりだんだん安値となっているのに、米価に準ずるはずである諸色の値段は高値であることは、これによって過分の利得をえようとする者たちのためであるとして、同年2月に幕府は諸色値段引下げを三都をはじめ諸国に令している。この米穀安、諸色高という現象は、新田開発、年貢増徴といった一連の農業政策のもたらした結果であるが、幕府は諸色値段の引下げをはかり、享保11年にかけて新たな商業政策を打出すのである。

まず、9年正月20日には地廻り廻船問屋及び高瀬船問屋の名を町々から差出させ、2月18日にはこれらの船問屋及び地廻り諸色問屋を呼出して、生活必需品である13品の商品の相場を書上げさせる一方、この13品を含めた23品を扱う問屋・仲間を左のごとく調査し、5月にはそれらの商品を扱う者のなかで、諸国から仕入をする問屋及び直荷請問屋並・直荷請小売と、味噌・醤油・酢などを自分で造り小売をする手前造り小売の者たちに組合を作らせた(松本四郎「江戸の問屋仲間および問屋商人について」歴史学研究264号参照)。

一方、町名主を通じて諸物価の調整も行なわれた。『正宝事録』1959によると、6月9日に年番名主が町年寄奈良屋に呼出され、2月以降、下値にならぬ物、高値となった物があれば届け出るよう町々商人達に申渡すことを命ぜられているので、左の19日の、高値・下値・以前通りのいずれも届け出ることを命じた申渡しはそれに関連したものである。

幕府が諸色値段引下げを厳しく令したため、諸仲間は諸色値段が下がらない理由をいろいろ申立てている。諸色問屋は、諸種の商品を扱っていることから、一般的な高値の理由として銀高値をあげている。もっとも『三貨図彙』によると、享保3年には金1両に対し銀45匁前後、同5年には41~48.5匁、同6年48~56匁と、銀はだんだん下値になってきている。享保8年に57匁であったとすれば、享保初年以降、銀相場はかなり低落したといつてよい。これはおそらく、享保初年の旧金銀通用禁止と関連しているであろう。

諸色問屋仲間は、小問物諸色・木綿・線綿・絹紬などの仲間を総合した形となっていたので、諸色問屋の

作之由ニ而、元直段是迄トハ格別高直相成候段、問屋共方より申越候ハ、当夏中照強其上先頃より雨天打続申候故、綿へ虫入、殊之外不作仕候。其上銀買之物御座候所、去ル卯八月頃ハ銀五十七匁余仕候所、此節ハ銀五拾貳匁位仕候。旁以直段高直ニ相付、銀遣斗も壹割余御座候間、繰綿元直段高直ニ可有御座候様ニ奉存候。依之御訴申上置候。

辰八月廿五日 繰綿問屋拾六人組行司判御奉行所様

乍恐書付を以御訴申上候
一太物問ヤ三拾人組之者共申上候。当年ハ夏中照強御座候所、先頃より雨天相続申候故、生綿ニ虫入、殊之外不作、糸綿無数可有御座候へハ、木綿類自然と高直ニ相成可申旨、上方仕入問屋共申越候。其上銀買物ニ御座候所、去卯八月頃ハ銀五十七匁余も仕候へ共、銀子次第ニ高直ニ相成、当時五十貳匁位仕候へハ、銀子相場にてても一割余も遣ひ相見得申候へハ、木綿類格別高直ニ相成可申様奉存候間御訴申上候、已上。

辰八月廿五日 木綿問屋三拾人組行事判

覚

一当年生綿不作仕高直ニ可有御座候段、荷主共より申遣候ニ付、其段御訴申上候所、右生綿出所申上候様被仰付候故、左申上候。

- 大和国 丹波市
- 同国 高田
- 同国 今井
- 同国 下田村
- 摂津国 大坂
- 同国 平野
- 和泉国 堺
- 河内国 久宝寺

右之通御座候、以上。

享保九年辰八月 繰綿問屋十六人組
行司 清兵衛
喜右衛門
利右衛門

如此相認今朝差上ケ申候、以上。

一銀相場段々高直ニ相成候故、下り諸代口物高直ニ付、世上一統之迷惑御座候間、先規之御事も申上追々相願候所、元禄年中之御触之趣御尋被為成候ニ付、十

なかで繰綿を扱う者のみがまとまり、繰綿問屋拾六人組と称した。彼らは繰綿高値の理由を、上方における綿の不作と、彼らを含む諸色問屋仲間が指摘した銀高値とに求めている。繰綿価格は天候に大きく左右され、さらに商人の投機的な動きから価格の激しく動く商品であった。繰綿は、享保期の大坂からの江戸入津荷のなかで大きな割合を占めており、畿内以外での生産がそれほど展開していなかったため、上方の綿作状況の可否が繰綿価格に大きく響くのは当然であった。

諸色問屋のメンバーを多く含む木綿問屋三拾人組も、繰綿問屋と同じ理由をあげているが、大伝馬町木綿問屋仲間の6月26日の口上書では、木綿値段引下げの幕令に対し、「国々木綿出所吟味仕候得共、木綿類之儀元来諸物より下直成物ニ御座候ニ付、今更過半引上ケ可申手筋も相見江不申候、尤兩時入口無数、例年少宛茂下直ニ仕候時分ニ御座候へ共、此砌諸国木綿出方之儀、日照り仕候ニ付、百姓方手隙無御座候故、織出シ減少仕候、依之一兩月居り相場ニ売買仕候」（松本四郎氏の筆写による）とのべ、日照りによる農業多忙のための織方減少を理由にあげている。

繰綿問屋拾六人組が上記のような申立てをしたのに対し、幕府側は生綿産出地を尋ねたらしい。この期の綿産地は、大和・摂津・和泉・河内と畿内に集中していたことがわかる。なお、元禄・宝永期に常陸の商人たちと取引をしている畿内の繰綿商人で、住所が判明しているのは大和では丹波市・今井であり、摂津では平野であった。また、正保年間の「毛吹草」には久宝寺木綿の名がみられる。『大和高田市史』によると、18世紀後半の大和における江戸注文繰綿買次問屋の所在地は、郡山・筒井村・高田村・今井町・井戸村・丹波市村・葉井村等であり、これらの買次問屋の下には、中売・繰屋・綿屋などの綿商人が多数存在していた。一方、摂津の平野郷は、宝永2（1705）年には繰綿・綿実・古手・木綿関係の商人・職人が全戸数の34%余を占め、繰綿・木綿生産のさかんな地域であった。左にあげられた地名は、生綿集荷・繰綿加工の中心地であり、当時江戸出荷を行なう商人たちが集中していたところであろう。

ここで「元禄年中之御触」とあるのは、おそらく元禄13（1700）年11月の、金1両に銀60匁、銭4貫文の法定相場の触を意味すると思われる。諸色問屋が銀高

組へ扣置候分相認、樽ヤ藤左衛門殿へ相納申候。

享保九年辰九月九日

一木綿 一塩
一繰綿ほうれい 一炭
一水油 一薪
一魚油 一酒
一醤油 一米
一味噌 一錢

右之十二品、地廻高瀬舟江戸着并帰帆荷物書上ケ可仕旨御触有之候所、当組合之儀へ御町年寄ならや殿御役所へ被召寄被仰聞候趣ハ、木綿くりわた入津帰帆共、仕入元并売遣候国所船積問屋名前委細ニ相認差出し可申旨、且又右十式品之内、本石町三拾六番組と相認可申旨被仰渡候。依之参会之上、右書上ケ帳箱新ニ相拵、行司ハ一ヶ月持ニいたし、当番之行司方ニ而毎月入津帰帆荷物書上ケ相認、月番之御町年寄御役所へ相納申候。則組人数左之通。

一 本石町二丁目九兵衛店	四郎右衛門
一 同四町目三右衛門店	三郎兵衛
一 同四町目家持	庄兵衛
一 通新石町甚右衛門店	三四郎
一 駿河町喜兵衛店	庄之助
一 室町二町目彦四郎店	喜右衛門
一 元船町一町目平左衛門店	喜兵衛
一 通一町目五兵衛店	彦太郎
一 同二町目茂左衛門店	与七郎
一 同四町目喜兵衛店	庄左衛門
一 室町三町目作右衛門店	太郎右衛門
一 尾張町二町目小右衛門店	庄左衛門
一 竹川町家持	平次郎
一 本町一町目伝三郎店	太兵衛
一 同町長右衛門店	惣兵衛
一 同三町目家持	藤右衛門
一 同四町目新右衛門店	久兵衛
一 同町仁兵衛店	喜左衛門
一 同町仁兵衛店	惣三郎
一 本町四町目家持	仁兵衛
一 同町源左衛門店	忠兵衛
一 同町家持	孫左衛門
一 同町庄兵衛店	彦左衛門
一 同三町目平右衛門店	六右衛門
一 鉄炮町四郎兵衛店	源右衛門
一 通旅籠町藤兵衛店	喜右衛門

値を諸色高値の理由にあげたため、幕府も元禄の法定相場決定に関心をもったものであろう。

この享保9(1724)年以降の物価引下げを中心とする一連の商業政策を打出すにあたって、幕閣ではその前年から検討を始めていた。「享保撰要類集」米穀之部によれば、江戸町奉行に対し、近頃米値段が下がっているのに諸色値段は以前と変わらず、諸人が難儀をしているとて、特に人々が朝夕用いねばならぬ品々の値段を米に準じて引下げの方策を諮問している。同様の通達が京都・大坂にも出されたらしい。江戸町奉行大岡越前守・諏訪美濃守は、享保8年10月に次のような内容の答書を差出している。

① 炭・薪・酒・醤油・塩のような必需品の商売人は、問屋・仲買・小売まで仲間を作らせ、月行事をきめ、月々相場書を差出させ、相場が高値の場合は仲間で吟味をさせる。また、諸色高値の原因となる買置・メ売等を防ぐため、大坂から積出す諸荷物は、めいめい問屋であらため、何国の誰廻船で、何国誰方へ何荷物をどれほど積下したか大坂奉行に届けさせ、そのうちで江戸積の分は1ヵ月ごとに荷物数の書つけを大坂奉行から江戸町奉行に送り、それによって江戸の船問屋や諸色問屋への着荷物をあらためる。また、浦賀奉行のもとで江戸入津荷物をあらため、その書つけを江戸町奉行に出させるとともに、江戸の沖合に廻船をとめ、江戸の相場によって入港を遅らせたり、メ売などをすることをおさえるため、日和待以外は沖に廻船をとめておくことを禁じる。

このように江戸入津の諸荷物の量を調査し、買置・メ売などを取締る一方、京都・大坂においても商売人が仲間を結び、値段吟味をすれば、自分の商売でもないのに、金廻しのため買こみをするようなことも困難となり、自然と米値段に諸色値段が釣合うようになる。

② 近年、問屋以外に荷物を送る荷主があり、そのため買手が太勢となって商品が思いの外高値になる。また、資本のある者は国々へ前金を遣わし、あるいは手代を派遣して仕入れておき、値が高くなった時分を見はからって売払う者も多い。これを防ぐため、前記の5品は問屋のほか一切荷物を送ることを禁じ、もし問屋が仕切等でけしからぬことをした時は、荷主から申出るようにした上、値段の吟味を問屋にさせることにすれば、取締りがよく行きとどころ。問屋側でも、仕入荷を問屋着ばかりにしてくれば、

- | | |
|---------------|---------------------|
| 一 同町六兵衛店 | 庄五郎 |
| 一 大伝馬町二町目八兵衛店 | 庄五郎 |
| 一 同町孫四郎店 | 治右衛門 |
| 一 小伝馬町下町家持 | 八兵衛 |
| 一 通油町清五郎店 | 勘左衛門 |
| 一 同町宇兵衛店 | ^{柳ヤ} 理右衛門 |
| 一 同町平左衛門店 | 勘兵衛 |
| 一 通油町宇兵衛店 | ^{かぎや} 理右衛門 |
| 一 同町惣兵衛店 | 清兵衛 |
| 一 富沢町弥兵衛店 | 清兵衛 |

メ 三拾六人
 右之通組合相定、毎月書上いたし候。
 享保九辰ノ年

一考番組諸色問屋共申上候。此度問屋御改ニ付、組合帳面差上ケ候様被仰付奉畏候。私共儀ハ古来より諸色問屋商売仕来り、宝永中間屋御改之節、絹布太物小万物問屋三拾人組帳面差上ケ置、只今迄商売相続仕来候。尤商売相止メ候者、又加入仕候者御座候へハ、時々御訴申上、御帳面御消増被成下、只今ニ而ハ式拾五人罷在候。然所去丑年新規仕出し物御吟味之節、又々組合被仰付組合帳面差上申候。其砌追々御触有之、組合品々に相別れ候ニ付、右式拾五人之外ニ類商売手寄之者共十七人加入被仰付、木綿問屋三拾五人、絹綿問屋式拾九人、晒問屋布問屋式拾式人、繰綿問屋十六人、(小万物問屋廿五人)、右六品之帳面六冊差上ケ置申候。尤去ル丑年組合被仰付候節ハ、新規仕出し物御吟味之筋と奉存、再願も不仕、右拾七人之者共差加申候所、此度被仰付候ハ古来より之問屋御改被為成候様乍恐奉存候、私共式拾五人之者共儀ハ、御入国以来問屋商売仕、絹布太物小万物問屋と申名目を以諸色商売仕、組合帳面差上ケ置、宝永四年亥四月御改之節も、町御奉行所様并町御年寄中へ問屋帳面差上ケ置申候。右申上候通、此度御改之儀ハ、古来より之問屋御改之様ニ乍恐奉存候ニ付、私共古来之通、右六品商売一色式拾五人組ニ相認差上ケ申候。以上。

享保十年巳十月 一番組諸色問屋 式拾五人

値段吟味を徹底させるといっている。

(下げ札——ただし、これを実施すれば、品によっては近在から積出し、どこでなりとも荷主が勝手に売払って帰っていることも多いので、問屋にしか売れないということになると、荷主も難儀するであろうし、口銭を含むためにかえて高値になることもあろう。しかし、問屋だけが仕入れるようにし、そこで吟味をすれば、時ならぬ高値段というようなことはなくなるであろう。)

この答書の最後に「右両品之内いつれ江成共被仰付次第相極可申候」とあることから、町奉行はこの二つの方策を異なった性格のものとして意識しているようである。町奉行は、もし後者の方策をとる場合にも、大坂から積出す荷物をあらため、そのなかの江戸積の分の調査書付は大坂、浦賀より差越してもらいたいといっている。両方策の大きな相違点は、前者は必需品5品に関係する商人は問屋・仲買・小売まで仲間を結ばせて、その仲間を通じて値段吟味を行なおうという、享保6(1721)年までの新規仕入物取締りと似たやり方であるのに対し、後者は問屋以外の商人が仕入をすることを禁じようとするものであって、問屋による集荷独占の公認という従来幕府としてはとったことのない方針を打出している点にある。

しかし、この答書の余白に、「此書面之儀先只今迄之通ニ而可差置旨但大坂浦賀より之書付は老ケ年之内三四度も差出候様ニ可被仰渡旨奉畏候」と書きこんであるように、この両方策ともすぐ実施には移されなかった。翌9年に入ってから上記のように種々の手がうたれ始めるのである。前頁の12品の商品の仕入先・売先や船積問屋の調査もその一つである。商品の種類は町奉行のあげた5品以外のものに拡がり、特に大坂から多く入津する繰綿・木綿・水油・酒などを含めて統制をはかっている。また、問屋による集荷独占の方策はそのままだ採用されなかったが、問屋及び問屋並の者を中心に仲間を結ばせるといったやり方とられた点に、以前とは違った方針がとられつつあったことが窺えよう。問屋仲間側もこれを感じとり、左のように以前からの仲間みの帳面差出しを主張するのである。なお、左の文中のかっこは抹消されている部分である。

(未完)